

■ Article (vol.5) ■

会計参与賠償責任保険の創設にあたって

日税連総務部長 岩波 一

.....
7月1日から会計参与賠償責任保険が新設される。会計参与業務が、従来の税理士職業賠償責任保険ではカバーできないため、日税連総務部で検討を進めていたもの。会計参与の職務は新しい業務分野であり、業務過誤によりどのような賠償責任が生じるか予測が困難なことから、不測の事態に備えるためにも、会計参与に就任した場合には、会計参与賠償責任保険への加入が望ましい。以下概要を述べる。

1. 保険の内容等

●平成19年7月1日から平成20年7月1日までの一年間の保険とし、以後年単位で更新する。

税理士職業賠償責任保険同様に日税連が契約者となる団体保険であり、損害保険会社二社による共同保険契約である。

●会計参与に就任した税理士または税理士法人が加入でき、会計参与の職務として行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われる。

2. 対象となる職務

対象となる「会計参与の職務」は次をいう。

- i) 計算関係書類の取締役との共同作成
- ii) 会計参与報告の作成
- iii) 計算関係書類を承認する取締役会への出席と意見の陳述
- iv) 職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実があることを発見したときの報告
- v) 株主総会における株主に対する特定事項の説明
- vi) 計算関係書類及び会計参与報告の備置き
- vii) 計算関係書類及び会計参与報告の株主及び債権者への開示

3. 支払われる保険金の種類

引受幹事保険会社が承認した次のような損害賠償金や諸費用が支払われる。

- i) 法律上の損害賠償金
- ii) 弁護士費用などの争訟費用

4. 保険の対象とならない主な場合

- 私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する賠償責任
- 被保険者の犯罪行為に起因する賠償責任
- 法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する賠償責任
- 被保険者に報酬または賞与が違法に支払われたことに起因する賠償責任
- 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する賠償責任
- 他人の誹謗中傷またはプライバシーを侵害する行為に起因する賠償責任
- 会計参与業務の報酬（日当、旅費及び宿泊費を含む）の返還にかかる賠償責任
- 株主代表訴訟であるか否かを問わず、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有するものによってなされた損害賠償に起因する賠償責任
- 会計参与の職務以外の業務に起因する賠償責任等

5. 保険契約のタイプ

個人型と法人型の2種類に分かれます。

- i) 個人型 税理士個人で会計参与に就任する、開業税理士、補助税理士が対象となる。
 - ii) 法人型 税理士法人として会計参与に就任する場合は対象となる。
- てん補限度額により、500万・1000・3000万円および5000万円の四つの契約タイプとなる。

6. 保険料

保険料は、「てん補限度額」と「会計参与就任先記名法人数」で決まります。（保険料速見表を参照）

会計参与賠償責任保険料速見表

□個人型

てん補限度額 (1請求及び期間中)	年間保険料（単位：円）				
	会計参与就任先記名法人数				
	1社	2社	3社	4社	5社
500万円	44,160	83,880	119,160	154,440	189,720
1000万円	50,880	96,720	137,400	178,080	218,760
3000万円	59,880	113,760	161,640	209,520	257,400
5000万円	69,960	132,960	188,880	244,800	300,720

□法人型

てん補限度額

年間保険料 (単位: 円)

(1 請求及び期間中)

会計参与就任先記名法人数

	1社	2社	3社	4社	5社
500万円	53,040	100,800	143,280	185,760	228,240
1000万円	61,080	116,040	164,880	213,720	262,560
3000万円	71,880	136,560	194,040	251,520	309,000
5000万円	84,000	159,600	226,800	294,000	361,200

7. 保険金の支払い方法

●法律上の損害賠償金

保険金が支払われる場合には、法律上の損害賠償金から免責金額 60 万円を控除したのち、残りの損害額の 80% に相当する額が、てん補限度額の範囲内で支払われる。

●弁護士報酬などの争訟費用

争訟費用は損害の一部として、てん補限度額の範囲内で支払われる。

8. 保険期間と支払いする損害との関係

●この保険は、被保険者が保険期間中に損害賠償

請求を受けた場合に保険金支払いの対象とする。ただし、次の事由に起因する損害賠償請求による損害については、保険金支払いの対象とならない。

- i) この保険の保険期間開始前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた事実、行為またはそれらに関連する他の事実・行為
- ii) この保険の保険期間開始前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者・被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含む。）に、その状況の原因となる事実、行為またはそれらに関連する他の事実・行為

●保険期間中に記名被保険者が会計参与を退任した場合、その後の損害賠償請求については、中途解約しなかった場合に限り保険期間終了後 5 年以内に被保険者またはその相続人に対して損害賠償請求がなされたときは、退任時の加入内容にて補償される。

9. 申込方法

加入については、専用の郵便振替払込取扱票で 6 月 25 日（月）までに保険料を振り込み、（1）加入依頼書（2）郵便振替払込金受領証のコピー（3）会計参与

就任先の登記簿謄本の3つを6月29日(金)必着で日本税理士会連合会会計参与
保険口あてに送付する。なお、締切日を過ぎたものは中途加入扱いとなる。

以 上